

学芸員資格を取得するまでの流れ

学芸員になる方法①

博物館法第5条1項第1号、第2号、第6条第1項



大学等で科目を履修する



大学

- ★ 大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ★ 養成課程(9科目19単位)を習得

★ 学士の学位を取得

短期大学

★ 短期大学士の学位を取得

● 学芸員補資格を取得

★ 学芸員補として、実務経験3年以上(社会教育主事、司書、その他の学芸員補と同等以上の職も含む)



学芸員資格を取得^{※1}



学芸員になる方法②

博物館法第5条1項第3号



文化庁の資格認定を受ける



試験認定(法定8科目) 学芸員課程の修得に代わる学力を試験

出願できる条件

- ★ 大学院に入学できる者
- ★ 大学に2年以上在学、62単位以上を修得し、さらに博物館での実務経験2年以上の者
- ★ 大学に入学できる者で、さらに博物館での実務経験4年以上の者
- ★ 教育職員の普通免許状を有する者で、さらに教育職員としての経験2年以上の者

博物館法施行規則第5条

審査認定(書面審査+面接) 博物館における学識及び業績を審査

出願できる条件

- ★ 大学院を卒業して、博物館で働く
 - ・大学を卒業して、修士が博士の学位を取り、その後、博物館での実務経験2年以上の者
- ★ 大学の先生として働く
 - ・大学で博物館に関する授業を2年以上教え、同時に、博物館での実務経験2年以上の者
- ★ 以下に該当し、都道府県の教育委員会が推薦する者
 - ・大学を卒業して学士の学位を取り、博物館での実務経験4年以上の者
 - ・大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者であって、博物館での実務経験6年以上の者
 - ・高校を卒業して大学に入れる学力がある者で、博物館での実務経験8年以上の者

博物館法施行規則第9条

● 全科目の合格で「筆記試験合格証書」交付

★ 博物館での実務経験1年以上^{※2}

● 「合格証書」交付



学芸員資格を取得^{※1}



令和6年度以降の学芸員資格認定の取扱いについて(予定)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
試験認定	★	★		★	
審査認定	★		★		★

学芸員の資格認定は、戦後まもない昭和30年から始まりました。当時は学芸員を養成する大学は6校しかありませんでしたが、現在では約300の大学で養成課程が開講されているほか、通信課程設置の大学の代替手段も充実していることから、令和6年度以降は2年に1回の頻度で試験認定または審査認定を実施する予定です。

※1 学芸員資格は、博物館において学芸員の職に就くための任用資格です。

※2 博物館での実務経験とは、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究等の実務に従事した経験をいいます。また1年以上の実務経験とは、1日7時間45分で220日程度の勤務をいいます。